

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：原村棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧原村地域

柳沢棚田

八ツ手棚田

払沢棚田

中新田棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

① 耕作放棄の防止・削減

令和 11 年度まで、村内すべての棚田地域の遊休農地面積（6.6ha）を現状維持する。

（継続）

② 担い手の確保

・令和 11 年度までに、農業就業世帯数 414 戸（令和 6 年度）を維持する。（継続）

・棚田地域の新規就農者数を 4 名以上確保する。（継続）

③ 生産性・付加価値の向上

令和 11 年度までに、村内すべての棚田地域の認定農家 4 人の増加を目標とし、農地集積率を現在 56%から目標 60%に増加させる。（拡充）

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

・令和 11 年度までに、そばコンバイン 1 台を活用し、作業効率を向上させる。（拡充）

・令和 11 年度までに、棚田地域での畑作物（高収益作物）を推進し、水田機能を維持しつつ農産物供給の多様化を行う。（拡充）

② 自然環境の保全・活用

・棚田地域の鳥獣被害防止を行い、令和 11 年度までに鳥獣被害額を 80 万円/ha（令和 6 年度）から 70 万円/ha に減少させる。（継続）

・棚田地域の鳥獣被害防止のため、除伐作業を最低でも年間 1ha 行っていく。（継続）

③ 良好な景観の形成

・棚田周辺の草刈りを年 2 回以上、水路の泥上げ等の維持管理を年 2 回以上定期的に実施し、保全に努める。（継続）

・原村は平成 27 年に「日本で最も美しい村」連合に加盟しており、未整備の道や老朽化

した水路の整備等を行い、原村の豊かな自然と農地の調和のとれた風景を後世に伝えていく。（継続）

④ 伝統文化の継承

- ・原村全域を対象とする村民文化祭を開催し、そこで発表される伝統的な文化の継承を行う。（継続）
- ・現存する「鰻絵」や伝統文化である「さき織り」の体験教室を年1回開催し、そこに次世代の人材の参加（目標3人）を求めて、伝統文化を後世に継承するきっかけとする。（継続）
- ・村の無形民俗文化財である踊り唄のイベントを年1回開催し、そこに次世代の人材の参加（目標3人）を求めて、伝統文化を後世に継承するきっかけとする。（継続）

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・農村交流イベントや現地見学会を年1回以上開催する。（継続）
- ・令和11年度までに村内すべての棚田地域における移住・定住者を10組（令和6年度）から12組に増加させる。（拡充）
- ・多目的利用の施設「農村広場」での農業活動支援を年1回以上開催して、都市住民と地域住民の交流を深める。（継続）
- ・原小学校で行っている稲作体験や、原中学校で行っているワイン栽培を今後も続けていく。（継続）
- ・棚田を活用した農業体験プログラムを新たに行う。この活動を通じて、村外からの来訪者と地域住民の交流を促進するとともに、農業の魅力と棚田保全の重要性を発信していく。（新規）

② 棚田を観光資源とした地域振興

- ・棚田地域を訪れる観光客等が、滞在に支障をきたさないように、現存する4つのトイレ・駐車場施設について、管理清掃の活動を続ける。（継続）
- ・原村ペンション内の広場で行われる「高原朝市」にて、各棚田で収穫された新鮮な農産物や加工品を販売し、観光客が原村の物産に触れられる機会を設ける。（継続）

③ 棚田米等を活用した六次産業化の推進

- ・棚田米を原料とした米粉パンの小・中学校での購入を、現在月1回のところを、令和11年度までに月2回に増やし、消費拡大を推進する。（拡充）

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

－棚田地域の協働活動として、中山間地域直接支払、多面的機能支払交付金を活用しながら、耕作放棄地の減少と耕作地の維持を行う。

・担い手の確保

－村独自の就農コーディネーターを通して、新規就農者の確保を行う。

・生産性、付加価値の向上

－棚田地域の鳥獣被害対策を棚田地域住民で行い、鳥獣による被害を減少させる。
－遊休農地等を整備し、新たな担い手に貸し出す。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

－水田機能を維持しつつ、畑作物（高収益作物）出荷施設の整備を検討する。
－水田機能を維持しつつ、そばコンバインの活用により作業効率を向上させる。

・自然環境の保全・活用

－棚田地域で年に1か所以上緩衝帯整備事業を行い、鳥獣被害対策を推進する。

・良好な景観の形成

－原村が加入している「日本で最も美しい村」連合で掲げている目標に沿って、棚田地域において、未整備の耕作道の整備や老朽化した水路の整備を行い、「日本で最も美しい村」としてあるべき姿を維持していく。

・伝統文化の継承

－村民文化祭を開催し、そこで披露される伝統文化を継承していく。

－「日本で最も美しい村」連合の加盟要素として、「さき織り」や「鰻絵」がある。復元された農家住宅でのさき織り体験を通し、さき織りを継承していく。また、米蔵として大切な土蔵が多く残っており、その中でも「鰻絵」が飾られた土蔵が現存しているため、この「鰻絵」を後世に継承していく。

－村の無形民俗文化財として登録された「コチャかまやせの節」と「エーヨー節」のように、踊り手が減少してきてしまった伝統舞踊を、村民謡保存会を通じて次世代に継承していく。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

－就農コーディネーターも参加する現地見学会を通して、移住者・定住者の増加を目指す。

－原村が貸し出しをしている農村広場（小規模農地）を活用し、各種イベントを開催しながら、新規就農者が農業に参入しやすいきっかけを用意する。

-原小学校で行っている稲作体験や、原中学校で行っているワイン栽培を今後も続けていく。

-農業体験プログラム実行委員会を立ち上げ、田植えや稲刈りなどの農業体験プログラムを企画する。また、原村のホームページを通じて、農業の魅力と棚田保全の重要性を発信する。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

-棚田地域の管理棟・トイレ・駐車場等の管理を行い、観光しやすい環境にする。

-原村ペンション内の広場で行われる「高原朝市」にて、各棚田で収穫された新鮮な農産物や加工品を販売し、棚田地域の観光資源をPRする場所を設ける。

- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進

-棚田米を使用した米粉パンの学校給食販売を推進する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の原村棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

原村棚田地域振興協議会は、別紙のとおり、原村役場農林課、原村営農センター、原村農業委員会、各地区長、活動組織、集落協定で構成する。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし